

令和元年10月15日

第94回 神戸市個人情報保護審議会

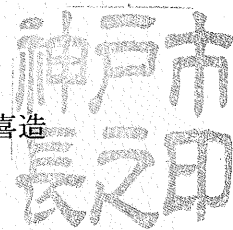
行政データ統計処理システムの導入について

(企画調整局)

神企産第1527号  
令和元年10月11日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮問

神戸市個人情報保護条例第11条第1項及び第2項の規定に基づき、下記の事項について  
貴会の意見を求めます。

記

行政データ統計処理システムの導入について  
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：企画調整局産学連携ラボ

## 個人情報電子計算機処理することについて（第11条第1項）

	類 型	理 由
6	<p>（行政データ統計処理システムにおける個人情報の電子計算機処理）</p> <p>市が保有する個人情報を統計処理し、分析するために、セキュリティレベルの高い高演算処理能力を有するスタンドアロンの専ら統計処理を行うためのパーソナルコンピュータで構成された行政データ統計処理システムで、市販の表計算、データベース管理、地理情報分析・表示、データ可視化及び文書・資料作成用のソフトウェアを使用して行う電子計算機処理</p>	<p>行政データ統計処理システムは、スタンドアロンで使用し、外部との接続は行わず不正アクセスが防止できる。端末機の操作は指紋認証、パスワード設定、属性に基づきアクセス制御ができるなど、個人情報保護のための高度な機能を備えており、運用上においても適正に管理される。</p> <p>行政データ統計処理システムを使用する場合に限り、個人情報の電子計算機処理を行う際の手続きを簡素化することで、安全性を確保した上で事務処理の効率化を図ることができるため。</p> <p>類型に該当して電子計算機処理する個人情報は、必要最小限とする。</p>

思想信条等に関する個人情報を電子計算機処理することについて  
(第11条第2項第2号)

	類 型	電子計算機処理する個人情報	理 由
2	<p>(行政データ統計処理システムにおける個人情報の電子計算機処理)</p> <p>市が保有する個人情報を統計処理し、分析するために、セキュリティレベルの高い高演算処理能力を有するスタンドアロンの専ら統計処理を行うパーソナルコンピュータで構成された行政データ統計処理システム及びPC統合管理システム登録パーソナルコンピュータで、市販の表計算、データベース管理、地理情報分析・表示、データ可視化及び文書・資料作成用のソフトウェアを使用して行う電子計算機処理及び全庁ファイルサーバにおいて複数の職員が上記市販のソフトウェアにより、電磁的記録を共有しながら個人情報の電子計算機処理を行う場合</p>	<p>介護情報、障害情報、病歴情報など身体に関する個人情報</p>	<p>行政データ統計処理システムを使用する場合、対象データの統計処理を迅速かつ効率的に実施することが可能となるため</p>

<備考>類型に該当して電子計算機処理する条例第7条第3項の個人情報は、必要最小限とする。

## 行政データ統計処理システムの導入について

### 1. 趣旨

情報のデジタルデータ化により、データ利活用の重要性が高まってきているなか、国は、官民データ活用推進基本法を平成 28 年 12 月に施行し、また、EBPM (Evidence Based Policy Making : 証拠に基づく政策立案) を推進している。

こうした流れの中、本市においても行政が保有するデータ (税、保健福祉、子育て及び教育等に関するデータ) を統合して統計処理し、様々な行政課題に対して複合的に分析することで、より根拠に基づいた政策立案が可能となり、市民サービスの向上にもつながる。例えば、人口流出問題は、税制面でも喫緊の課題であることから、年齢階層、性別、世帯構成 (こどもの数)、住居の駅からの距離 (住居地域から推定)、所得、福祉医療費助成、就学援助等の複数の変数を重回帰分析し、人口流出に対する影響度を調べることで、実際にどの施策を重点的に行う必要があるのかを根拠に基づいて判断していくことが可能になる。

こうした本市が保有するビッグデータデータを統計処理するうえで、現状の事務処理用 PC では、処理能力が不足していることから、処理能力が十分なスタンドアローンの PC を導入し、これまでできなかったより高度な統計処理を行い、分析していく。

### 2. 具体的な作業内容

- ① 行政課題に応じて行財政局税務部が税務オンラインシステムで保有している税データや各所管課が保有している行政データから必要な項目を抽出し、「行政データ統計処理システム」(スタンドアローン PC) に保存する。
- ② 行財政局税務部と兼務している企画調整局の職員 (以下、兼務職員という。) のうち、2 名程度に限定した職員が、① で保存したデータについて、一見では個人が特定できないよう、抽象化 (氏名を削除、生年月日の日を削除、住所を町丁目までとしそれ以降の情報を削除等) する。なお、抽象化を行える職員は、2 名程度に限定し、それ以外の職員とはアカウントの権限を分ける。
- ③ ② で抽象化したデータは、アクセス可能な全庁ファイルサーバのプロジェクトフォルダに保存し共有する。
- ④ ② で抽象化したデータを使用し、兼務職員は「行政データ統計処理システム」で高負荷な統計処理を行い分析する。
- ⑤ ③ で保存した抽象化データは、事務処理用 PC を用いて、低負荷な統計処理を行い分析する。
- ⑥ ④ で統計処理した結果を保存する。

### 3. 効果

様々な行政課題に対して市が保有する行政データを単分野または複合的に分析することで、より根拠に基づいた政策立案が可能になるとともに、市民サービスの向上につながる事が可能になる。

### 4. スケジュール

令和元年 10 月～ システムの運用開始

## 5. 個人情報の保護

本件に関し、「神戸市個人情報保護条例」及び「電子計算機処理に係るデータ保護管理規定」に基づき、以下のとおり厳格に対処する。

### (1) システム上の保護

- ① 端末機の操作に当たっては、指紋による認証、パスワードの設定、段階的な権限の付与を行い、端末機の操作を限定する。
- ② 端末機はスタンドアロンで使用し、外部からの不正アクセス行為を遮断する。
- ③ 端末機にはウイルス対策ソフトを導入し、定期的に定義ファイルを更新し、ウイルス感染を防止する。
- ④ 他システムからのデータ移行のための電子記録媒体にデータを保存する際は暗号化する。
- ⑤ 事務処理用PCは「PC統合管理システム」により管理されており、パソコンの利用にあたっては職員証を読み込ませた上でID、パスワードを入力する必要がある。また、外部記録媒体へのデータ複製や不要なソフトウェアのインストール等を制限している。
- ⑥ 全庁ファイルサーバは属性に基づくアクセス制御を行うことができ、アクセスログやファイルの操作ログを管理することができる。

### (2) 運用上の保護

- ① 端末機は、未使用時は常に施錠管理する。
- ② 端末機のパスワードは、十分な長さとし文字列は想像しにくいものにする。
- ③ 保存年限を経過した帳票は、シュレッダーや焼却処分など確実かつ速やかに廃棄する。
- ④ 個人情報の適切な取り扱いを確保するために、セキュリティに関するマニュアルを整備し、関係職員に対して必要な指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。
- ⑤ 端末機のデータは保存年限を経過した後速やかに消去する。
- ⑥ 電子記録媒体を使用する際は電子媒体管理簿に記録し、厳格に管理するとともに、データ移行を終えた後はデータを速やかに消去する。

行政データ統計処理システムについて

【神戸市】

